

防災会からのお知らせ

環境にもやさしく、手軽で便利なのは自転車。子どもから高齢者まで年齢を問わず幅広く利用され、生活に欠かせない乗り物となっています。しかしその一方で、交通ルールの無視やマナーの低下が非常に多くなっています。

絶対やめよう 交通ルール違反

- (1) 「一時停止」の標識のある場所や見通しの悪い交差点では、必ず止まって安全を確認しましょう。
- (2) 信号は絶対に守りましょう。
- (3) 「自転車通行可」の標識のある歩道では、歩行者の通行に迷惑にならないようにしましょう。



一時停止違反～3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金・過失罰あり



信号無視～3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



歩行者通行妨害～2万円以下の罰金又は料料



二人乗り～2万円以下の罰金又は料料
携帯電話で話しながらの運転は、安全運転義務違反になる場合があります。



酒酔い運転～3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



夜間無灯火～5万円以下の罰金・過失罰あり

- (4) 二人乗りや、携帯電話で話しながらの運転は危険ですからやめましょう。
- (5) 酒を飲んだら絶対に乗ってはいけません。
- (6) 車や歩行者に自分の存在を知らせるために、夕暮時は早めにライトを点灯しましょう。

交通事故をなくすためには、一人ひとりが交通ルールを守り、お互いがやさしさと思いやりの心を持って行動することが大切です。